

#### 4. 保育料・給食費・実費徴収について

①	保育料（利用者負担額）は、0円（※負担額等を定める条例）
②	幼稚園で（預かり保育を含む）、消耗品費、おやつ代などは、園から別途請求があります。（実費）
③	給食費は月額4,700円（主食費【1,100円】）です。 定められた給食費は、納付期限を守り確実に支払いしてください。（口座振替での納付をお願いします。） <b>※表示した給食費の金額は、令和7年9月24日時点のものです。 規程の改正等に伴い変更されることがあります。</b>
④	給食費は、原則保護者負担となりますが、免除及び補助制度があります。 対象者は嘉手納町で支給認定、施設等利用給付認定を受けている保護者です。 詳しくは「令和8年度 嘉手納町立幼稚園募集要項」をご確認ください。
⑤	給食費免除／決定の算定には、保護者及び世帯員（扶養義務者）の市町村県民税額の確認が必要となります。 <b>幼稚園利用の前年度及び利用年度の税情報の確認を行いますので、確定申告を確実に行ってください。 収入がない場合も申告が必要です。</b>
⑥	未申告、又は給食費免除／決定の算定に必要な資料の提出がない場合は、正しく算定ができないため、最高額の階層での決定を行います。
⑦	給食費等の滞納がある場合は、児童手当からの特別徴収（天引き）や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。（児童手当法第22条、及び児童福祉法第56条）
⑧	欠席等で欠食になった場合、すでに納付した給食費は、原則還付しません。

**同意書 ウラ面  
記載例**

#### 5. 預かり保育について（預かり保育を利用する方は、ご確認ください。）

①	保育を必要とする事由等に変更（退職、失業、再就職、転居、急病、急死） やかに教育指導課で手続きをしてください。
②	保育を必要とする事由等に該当しない り保育利用の中止、及び預かり保育料

#### 【注意事項】

※黒のボールペン、黒インクで記入してください。消せるボールペンや鉛筆での記入不可です。  
※自署でない場合は、捺印してください。（シャチハタ、スタンプ印不可）

嘉手納町長 殿

上記（1.～5.）の内容について同意します。また、同意書及び嘉手納町立幼稚園募集案内、嘉手納町立幼稚園募集要項（預かり保育含む）の内容を確認した上で署名します。

令和 年 月 日

日付を記入

保護者署名

（父・母）

保護者署名

（父・母）

受 付 印	
-------------	--

ふりがな

対象児童氏名：

申し込み園： 屋良 / 嘉手納 （ 才児）